

■議案第36号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成28年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により指定管理者の候補者として「一般社団法人四万十町観光協会」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町昭和ふるさと交流センター
施設の所在地 四万十町昭和669番地2周辺一帯

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 一般社団法人四万十町観光協会
団体の所在地 四万十町茂串町1-14

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 指定管理者の候補選定理由

四万十町昭和ふるさと交流センターは、住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人の共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上を資することを目的に設置した施設の一つです。

この施設は、平成25年4月1日より平成28年3月31日まで、「一般社団法人四万十町観光協会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募を行ったところ、引き続き同団体からのみ1件の応募がありました。

四万十町指定管理者選定委員会で審査を行った結果、

- 当該団体は、現在の指定管理者として施設を管理してきた実績があり、経験を活かした施設維持管理体制が整った事業提案である
- ラフティングやカヌー等は地元のガイドとの協力により、最大限施設を活用する計画となっている
- 夏場だけでなくオフシーズンにも集客できる人材育成や体験プログラムを構築する提案がなされている

等の点を評価し、一般社団法人四万十町観光協会を指定管理者の候補者として選定するものです。

【根拠法令等】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（募集）

第2条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- （1） 公の施設の概要
- （2） 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- （3） 利用料金に関する事項
- （4） 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- （5） 申請の資格
- （6） 選定の基準
- （7） その他町長等が指定する事項

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 町長等は、公の施設の正確、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共団体等（事項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することが出来る。

- 2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第3条各号に掲げる書類に基づいて当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。